

## 兵営庭内植樹義金募告〔高田新聞 明治41年10月23日〕

十三師団の入城歓迎紀念きねんとして各兵営庭内に樹木を植付けんと高田連隊区管内の在郷軍人習田熊吉（長野市歩兵少佐）山田文右衛門（刈羽郡歩兵大尉）小林静樹（中頸城郡一等主計）氏等十九名の人々發起人となり各郡市町村より其義金を募集することゝせるが樹木植付経費予算額壹千四百円を同連隊区管内在郷軍人凡そ貳万五千人より將校は五十錢、准士官は廿錢、下士は十錢、兵卒は五錢の標準にて醸金きよきんを募る筈にて各市町村に在りては来る十一月十日まで集金の上高田連隊区司令部内事務所山岸宏隆氏へ宛送付すべしと右義金募告は左の如し

遠きに薄く近きに厚くは人情の常なり／今や十三師団は近く我が連隊区内に設立あり／土木既に功を竣ととのへ来十一月を終おえて兵員入營の盛事を觀んとす／実に吾人の欣喜雀躍する所なり／然れども此地や元是草萊原野にして園地花木の設あるに非らず／故に建築功成こうせいするも四面頗る肅條の感なき能あたはず／苟いやしくも此の区内に居り此の光景を觀る者誰か悄然しょうぜんの思なきを得んや／況や吾輩軍人に於ておや／故に師団入城歓迎を機とし司令部を初め各兵営庭内に樹木植付をなし肅條の光景を一変せんと欲す／然れども此経営に伴ふものは多少の費用なり／此れ又一人一箇の能く堪たゆる所に非らざるなり／故に広く之を管内在郷軍人に謀り各自が応分の義捐金を得て此の経営を完まっふせんと欲す／同感同情の各町村軍人諸彦吾輩等の微志を諒察あつて幸に贊襄の義心を動し給はゞ實に吾輩等の光榮にして所謂遠きに薄く近きに厚きの実を觀るものなり／聊か愚見を述べて諸彦の同情を仰ぐ

明治四十一年十月二十日

\*\*\*\*\*

## 高田町軍人団桜樹寄附〔高田新聞 明治42年4月13日〕

高田在郷軍人団にては高田師団司令部を初め各連大々に桜樹を寄附することは既報の如くなるが右につき一昨十一日同団委員ならび並に中村高田連隊区副官等高田第三尋常小学校内に集会し右寄附すべき桜樹に関し高田市内数名の植木職を召集して協議の結果桜樹八重、一重の二種(ママ)当分して合計二千本(八尺以上)とし之れが見積書は昨日植木職より提出したるが尚同団なおより昨日師団司令部に寄附願書を提出せるが之れが認可と同時に近々植栽に着手さるべし／今回は春季第一回の寄附なるも引続き秋季に第二回の寄付をなす由よし

\*\*\*\*\*

## 新しい花の名所 師団司令部構内〔高田日報 大正6年4月14日〕

師団司令部構内に植えられた数百本の桜は恐らく高田に於ける桜の名所として最も秀れたものであるが年々いかめ厳しい衛兵に阻まれて空しく部内の人のみの賞するに任せてあつたが今年はズツと碎けて満開時の二日間に限り【※高田新聞(大正6年4月18日)は、4月17日〜19日の三日間と伝えている】午前八時から午後四時迄一般公衆の観覧を許す事になつた／然ししか之これには軍隊特有の但書が左の通り附してある

- 一、構内に於いては休憩所以外の喫煙を厳禁す
- 一、許可なくして一切の建物内に入るべからず
- 一、樹枝を折るべからず
- 一、興行物、露店等は外濠そとぼり以内に入るを許さず

一、放歌遊戯等は一切嚴禁

乃ち普通のお花見気分を味はう事は絶対に不可能であるが三箇所の休憩所では煙草も菓子も食へるし一步偕行社の庭園に入れば放歌遊戯位は差支へなからうから定められた日には新しい觀桜所に向つてドシ／＼見物に出掛けるがよい／＼出入口は正門、衛戍監獄、偕行社の三方面である、お濠端の蕾は軟い風や暖い雨に煽られて既に三分の綻びを見せてゐるから盛りは二十日前後であらう

\* \* \* \* \*

夜桜会で 雪洞広告を募集す〔高田新聞 大正14年3月16日〕

高陽俱樂部では四月の夜桜会に際し司令部通りを起点として高田偕行社に至る路傍に雪洞を点し一層夜桜会の興を加へることに決定したので愈々左記の如き規定に依り雪洞広告を募集することになつたが最初の試みとして奮つて応募を望むと

△規 定

一、雪洞 丈け一尺二寸とし光を点じ六角の中一間だけ広告文字を記入するものとする

一、点灯期間 四月十五日より十九日まで五日間とす

一、点灯区域 司令部通りより偕行社内とす

一、点灯位置 司令部通り【を】起点として順次偕行社に到る間及び偕行社内

共、番号を附し商工会【頭】及連合組合長立合の上抽籤決定するものとする

一、広告料 雪洞一ヶ一間を一口とし金三円五十銭とす(但し一人にて幾口でも申込み事を得)

尚ほ雪洞の保存をなすを以て本年度の申込者は来年度に於て本年の広告料の約

半額にて申込みに応ずる由よし

\*\*\*\*\*

## 花見のポスター 各駅に出す〔高田日報 大正15年4月3日〕

高田商工会は名古屋、東京、仙台、神戸の各鉄道管理局に対し高田の桜を紹介すべきポスターの掲示を所管内各駅になすの願ねがいを出した処ところ去る二十七日附を以て名古屋鉄道管理局の内

静岡、浜松、岐阜、名古屋、大垣、福井、金沢、富山、糸魚川より直江津に至る各駅、篠ノ井・高田間の各駅

に之れが掲示をなすを許可されし旨高田駅に通知があつた／石戸谷駅長は二日午前高田商工会を訪問して之を通告し尚駅頭に高田の花信かしんを報ずべき件につき大島書記長と種々打合はせをなした／因ちなみに名古屋以外の各鉄道管理局に於ても多分ポスターの掲示を許されるであらうと

\*\*\*\*\*

## 「高田の花」・・・各方面の讃辞・・・〔高田日報 大正15年4月22日〕

### ●五つの特長 川合市長談

高田の城の桜花おうかは、白雪皚々の妙高、黒姫ないし乃至米山の諸峰に圍繞いにようせられて居る点に於て西日本に見ることを得ない背景の雄大さを持つて居る／是れ其の第一、清楚鏡の如き池水と深緑の松林と交々眺めながめを成して居る点に於ては単調な川添つみひ堤の趣き少いのと選を異にして居るのが其の第二、御家騒動の越後家や疑問の殿様榊原政岑侯や勝れた民政家の政令侯まぎのみねで歴史に知られ懐古情調の豊なのが其の第三、夜桜と言へば直に篝火かがりびの祇園を連想するが雪洞の高田は其の規模と言

ひ其の環境と言ひ遙に祇園を凌いで居る／長良川の鵜飼、巖島の灯籠と先づ日本の三夜景と称して好からう／是れ其の第四、桜花研究家の言ふ所に依ると地味の関係か樹令の関係か高田城の花は其の色沢の鮮麗なるに於て他の企及ききゆうす可からざるものがあるとのこと／是れ其の第五、此の五つの特長は高田市をして秋の紅葉並ならびに冬のスキーと共に春の桜花の名勝地として全国に闊歩すべき地位を占めしむるに十分であらうと思ふ。

●文豪を招致して 花を見せしめよ 秦旅団長

偕行社かいこうしゃの午餐ごさんに原田内務部長と席を隣した秦第十五旅団長いわ曰く高田城内の桜花は全国有数のものであるが不幸いま未だ多く世上に知られて居ぬ／耶馬溪やまけいの奇勝らいさんようは頼山陽の紀行に依つて始めて天下に著聞ちよぶんした／高田市は一代の文豪を招致して此の絶景を天下に紹介して貰ふが好い／宣伝第一の世の中であるから……。

\* \* \* \* \*

三尺の残雪に 観桜会を伸ばす 廿五日から五月五日 花祭は一日から

〔高田新聞 昭和2年4月11日〕

高田商工会主催の観桜会は、来る二十一日より三十日まで十日間高田偕行社庭園かいこうしゃの開放を乞ふて開催の予定であったが九日大島書記長は実地を調査し且専門者かっに桜花開花期の研究鑑定を求めた結果現場には今なほ残雪三尺余を存し桜花も此雪のある内は開花の見込がないといふ【こ】とに観測されたので同夜急施観桜会理事会を招集し協議の結果桜花が咲かねば観桜会もイナモノであるところにより期日を来る二十五日より五月五日迄の十一日間開催することに変更したが従つて花祭も二十四日涅槃像ねはんぞうを偕行社にうつし二十九日帰還の予定を五月一日高田別院より偕行社にうつし同日偕行社より高田別院に帰還に改められた

\*\*\*\*\*

## 高田観桜会を主催する保勝会 鹿爪らしく会則の条々

〔高田新聞 昭和2年7月8日〕

高田商工会は今八日午後五時より常議員会を開くが右は従来同会に於て観桜会を毎年開催して来たのを今回新たに高田保勝会を組織して観桜会を開催することとし左記原案を提出してその決定を求むるものであると

### 高田保勝会設立趣意書

由来高田の地は雪を以て天下に知られ高田(ママ)といへば雪を連想し雪と云へば高田を連想する迄に人口に膾炙かいしやされて居るが高田の花も亦また代表的名物たるを失はぬ／則ち越後一国の首城たりし高田城趾は七十町歩余の面積あり／内濠外濠を繞る桜樹めぐに雪洞ぼんぼりを点した夜景に至りては海内無比と称せられて居る／又各宗一百有余の仏閣を一同に集めたる寺町の如きも全国に其比を見ない／若し時代に適応した施設を加ふるなら遊覧の客を誘致し得て高田市の繁昌ゆえんを倍するに至るであらう／是れ本会を創設する所以である

### 高田保勝会々則

第一条 本会は高田市保勝会と称し事務所を高田商工会内に置く

第二条 本会は高田市内名勝地に於ける天然風光の維持、保存及寺町一帯に於ける仏閣を適當なる方法により全国に宣伝紹介するを以て目的とす

第三条 本会は毎年左の行事を開催す

(一) 四月十五日より十日間高田偕行社及接続地域内に於て観桜会を催ふし夜間は雪洞を点す

(二) 釈尊降誕を祝する花祭は商工会と各宗協会連合主催す

(三) 高田旅団区管内招魂祭は市及び軍隊側に諒解りようかいを求めて観桜会期間に催す

す

(四) 郷土芸術民謡を紹介する為め此期間内に大会を開催す

(五) 八月七日、八日の両日各宗寺院の法宝物展覽には多数参詣客を誘致する為め適當なる施設宣伝を為す

(六) 其他第二条の目的を達成する為め適當なる施設を為す事

第四条 本会に左の役員を置き会長之を推薦す、但任期は三ヶ年とす

会長一名 副会長二名 常任理事一名 理事十名 実行委員百名

第五条 本会に顧問を置き会長之を囑托す

第六条 会長は商工会頭を以て之に充て会務を統当す(ママ)

第七条 副会長は各宗協会より一名及副会頭との二名とし会長を補佐し会長事故あるときは一名之に代る

第八条 理事及び常任理事は会務を掌理し実行委員は重要会務を商議し且つ事業遂行の任務を分担す

第九条 書記は常任理事の命を受け事務に従事す

第十条 本会の経費は市補助金及寄附金を以て之に充つ

\* \* \* \* \*

**日本三大夜景 高田の夜桜を 詩や歌で全国に紹介**

**毎年中央の文豪詩客を招く 高田保勝会の試み**

〔高田日報 昭和3年3月8日〕

高田の夜桜は日本三夜景の一と或る一部で認めて居るものゝ其割合に世間が認めてくれぬのは宣伝の至らぬ為めであるとして高田保勝会では今回理事会を開きしきやくてその対策を協議した結果年々歳々天下の文豪詩客を聘して之を充分に観覧さへい

せ彼等の詩歌に依つて天下に宣伝するに一決し今年は国民新聞社長徳富猪一郎  
(蘇峰)<sup>そほう</sup>、文学博士佐々木信綱、与謝野晶子の三氏を聘するに決した

\* \* \* \* \*

## 夜燈と桜の碑 高田軍人分会事業 三日盛大に竣工式を挙ぐ

〔高田日報 昭和3年11月5日〕

高田在郷軍人分会では御大典記念事業として忠魂碑前に夜燈をつくり又桜の碑を建ていづれも竣工したにつき両者の竣工式を三日午後二時偕行社にて行つたが出席会員は百五十名来賓には井上旅団長、平野歩兵第卅連隊長、川合市長、刈羽郡在郷軍人分会長市川豊八、中頸城郡同山田吉次郎、連隊区副官安藤大尉その他二十一名で川瀬市分会長は軍人に賜つた勅語を奉読した後一同桃山御陵方面に向つて遥拝ようはいをなし同分会長は竣工式辞を読み栗原副会長は工事報告をなし工事請負人真野勘治・古川甚之十兩人に感謝状を贈呈し井上旅団長来賓一同を代表して謝辞を述べ之にて式を終り直ただちに宴をその場を開き三時半解散した

\* \* \* \* \*

## 桜苗千本 城趾に補植する 植樹二十五週【周】年記念

〔高田新聞夕刊 昭和8年4月12日〕

霞か雲かと思はれる高田城趾の桜は植樹丁度廿五周年となり市保勝会では何らかの記念催し物を行ふべく計画中であるが廿五周年を経て桜樹は繁茂する一方に於て雪害その他にて枯死するものなどあつて樹数が若干減少するため市保勝会では本年度観桜会期を前後に約千本の桜苗木を偕行社附近かいこうしゃから騎兵隊跡に補植する事になつて近く着手する筈